

みやぎ生協・コープふくしま宅配利用規程

(目的・適用)

- 第1条 本規程は、みやぎ生活協同組合(以下「生協」といいます)の福島県内(コープふくしま)ではん・個人宅配・なかよし個配(以下「はん等」といいます)加入による宅配の利用及び代金等の支払に関するルールを定めます。
- 尚、第3条第4項①②に定める組合員以外の利用は別途定める利用確認書に基づくものとします。
- 本規程に定めのない事項は生協の作成する「ご利用ガイド」等に記載したルールによります。
 - 本規程末尾の別表は生協での灯油、アクアクララ、LPG、コープカード「ブルー」(以下「ブルーカード」といいます)、コープペイ、サービス事業ご利用等の掛け売り(口座振替)で利用いただく場合にも適用されます。

(サービス内容)

- 第2条 生協は、次条によりはん等に加入された組合員(以下「利用者」といいます)に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文書(以下「商品カタログ等」といいます)を配布し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文書)及びチケット等の証書類(以下「商品等」といいます)を配達します。ただし、第5項に定めるコープのインターネットサービス(WEBサイトを利用してインターネットにより注文するシステム)を利用する場合は、利用者の希望により商品カタログ等を配布しない場合があります。
- 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配の仕組みを利用することができます。
 - 各種サービス事業に関する紹介依頼(生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)
 - 増資(生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します)
 - 募金(生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします)
 - 前項に係る金銭の收受については、本規程第12条以下の定めるところによります。
 - 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、8週連続でご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止します。(尚、個人宅配利用の場合、上記事由による商品カタログ等の停止はありません。)
 - 利用者は、別途の登録によりコープのインターネットサービスを利用することができます。前項により商品カタログ等のお届けが停止されている場合でも、コープのインターネットサービスの利用は可能です。
 - 災害、極度の悪天候、事故、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

(はん等への加入)

- 第3条 組合員は、はん(3人以上の組合員によるグループ)への加入、個人宅配又はなかよし個配登録のいずれかにより宅配のサービスを利用することができます。
- 尚、未成年者の組合員が利用申込の場合、申込書に親権者氏名の記入を必要とします。
- 前項の他、高齢者が宅配の利用を希望する場合は、ご家族のご意見をお聞きして、宅配のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。
 - 前二項の規定にかかわらず、「別表 5ご利用停止に関する規定④生協の判断による場合」に該当する場合は、はん等への加入をお断りすることがあります。
 - 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用申込を受け付けることにより、前条に定める宅配のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。
 - 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合
 - 被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、生活に必要な物品を購入する場合
 - 利用者のはん等加入申込にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、はん等加入申込を行った者が責任をもって対応します。
 - 利用者は生協のWEBサイトにあるコープのインターネットサービス申込画面にメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信、会員登録完了後より、コープのインターネットサービスを利用することができます。コープのインターネットサービスの利用に関するルールは、本規程のほか、コープのインターネットサービス利用規程の定めるところによります。
 - 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、はん等加入申込の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

(商品の注文)

- 第4条 商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。
- 各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。
- OCR注文書の提出
 - コープのインターネットサービスを利用したインターネット注文
 - 電話による注文
 - 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、利用登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。
 - OCR注文書の提出の場合は、注文書を配達職員が受領した時。
 - コープのインターネットサービスによるインターネット注文の場合は、注文データを生協が受信した時。
 - 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。
 - 利用者の氏名が印字されたOCR注文書が提出された場合。
 - 利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たコープのインターネットサービスによるインターネット注文データを、生協が受信した場合。
 - 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
 - 注文した商品の支払回数等は翌月1回払いと「別表 3割賦規程」に定める分割払いがあります。尚、高額商品ご利用時の支払方法は、「別表 4高額商品ご利用時の支払方法」の定めのとおりとなります。

(利用制限)

- 第5条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。
- 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。
 - 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
 - 1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
 - 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えることと生協が判断した場合。
 - 宅配を含む掛け売り(口座振替)の利用限度額は「別表 2ご利用の限度設定」のとおりです。

(商品等のお届け)

- 第6条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」、2人分を一括してお届けする「なかよし個配」、3人以上の利用者によるグループの分を一括してお届けする「はん配達」の3通りがあります。
- 商品等の配達場所は次の2通りです。
 - 自宅配達(個人宅配の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、なかよし個配及びはん配達の場合は、なかよし個配及びグループで定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)
 - ステーション配達(生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式)
 - 生協は、利用開始にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。
 - 生協は個人宅配及びなかよし個配については別に定める基本手数料を申し受けます。
 - 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、あらかじめ利用者を確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
 - ステーション配達の場合は、ステーションへの商品等の引渡し完了で所有権を移転するものとします。
 - 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

(商品等のお届けができない場合)

- 第7条 災害、極度の悪天候、事故、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。
- 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として納品書兼請求書、電話によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により行います。
 - 前項の対応による代替品は返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
 - 前三項による対応について、生協は原則として前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

- 第8条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 前項以外の場合でも、特定の時期に届かなかれば著しく価値が低下する商品(年末配達のお節料理等)について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協の定めたルールに従って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。
 - 前二項による対応について、生協は、商品等により利用者へ直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第9条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ① 生鮮品
 - ② チケット類
 - ③ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
 - ④ 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)
 - ⑤ その他、商品カタログ等で予め返品不可をお知らせしている商品等
- 2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から7日間(1週間)以内に返品することができます。
 - 3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
 - 4 前三項により返品を受け付けた場合、生協の定めたルールに従い、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。

(ポイント)

第10条 生協は、宅配の利用に応じ利用者に対してポイントを付与し、利用者は生協の定めたルールにしたがってこれを利用することができます。

2 ポイントの付与と利用に関するルールは別途定める規程によります。

(請求書等)

第11条 生協は、商品等のお届けと併せて納品書をお届けします。月ごとの請求額をまとめた「ご利用明細書(兼請求書)」の取り扱い等については、下記「ご利用明細書(兼請求書)」に関する細則の通りとします。尚、ブルーカード利用者及びブルーカードを通じて宅配利用代金をお支払の利用者には上記「ご利用明細書(兼請求書)」に替わる請求書を曜日専連ライフサービスよりお送り致します。

2 「ご利用明細書(兼請求書)」にはご利用者が宅配の他に生協灯油、サービス事業ご利用等の掛け売りをご利用の場合、これらの請求額もまとめて表示します。

3 請求金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

第12条 利用代金の締日・支払日及び支払方法は、「別表 1 利用代金の締日・支払日及びご利用代金の支払い方法」とおりです。

2 前項の口座振替が振替不能となった場合、「別表 7 口座振替不能になった場合の支払方法」に基づきお支払いいただきます。

(利用停止及び利用停止解除)

第13条 生協は利用者が以下の各号に該当した場合、利用を停止します。その詳細は「別表 5 ご利用停止に関する規定」とおりです。

- ① 残高不足による口座振替不能の場合
- ② 利用限度額オーバーの場合
- ③ 振替口座未登録の場合
- ④ 生協の判断による場合

2 第1項の利用停止を解除し、利用が再開できる条件は「別表 6 利用停止解除条件」とおりです。

尚、「別表 8 口座振替不能(残高不足)回数と履歴管理及び、利用限度額に変更について」に記載のとおり利用停止が解除されず宅配利用が不可となる場合があります。

(支払計画書および誓約書)

第14条 「別表 7 口座振替不能になった場合の支払方法」に定める支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やか(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。

3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

4 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。

5 生協は延滞者に対して、前項に定める費用のほか、第12条第1項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

(連帯保証人)

第15条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(延滞者の出資金に関する特則)

第16条 生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

第17条 本規程及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第18条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規程の変更)

第19条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配利用サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ WEBサイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

1. 2007年3月21日より本規程は適用

2. 2020年3月21日付で改正

3. 2021年9月21日付で改正

ご利用明細書(兼請求書)に関する細則

本細則は、みやぎ生協を利用する組合員との関係において、各利用規程に定められた「ご利用明細書(兼請求書)」(以下「明細」といいます。)(以下「明細」といいます。))の通知の取り扱い等について、利用規程の内容を改定したため、その詳細を定めたものです。

第1条(本細則の適用範囲及びその効力)

1. 本細則は、各利用規程に定める利用により、当生協より対象メンバー(以下「対象組合員」といいます。))に対して請求が発生した場合に適用されるものとします。

第2条(明細の電磁的方法による通知)

1. 当生協は、対象組合員に対し、利用規程にかかわらず、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合が運営する「コープのインターネットサービス」により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。
2. 確定した明細の内容は、「コープのインターネットサービス」において毎月23日に閲覧できます。
3. 対象組合員は、第1項の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、利用規程に定める当月請求締め日までに、「コープのインターネットサービス」に登録し、かつ、対象組合員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条(明細書発行と発行手数料の支払い義務)

1. 前条の定めにかかわらず、当生協は、対象組合員の申し出がある場合は明細書(明細を画面化したものをいいます。以下同じ。))を発行します。この場合、対象組合員は、当生協に対し明細書の発行及び送付にかかわる明細手数料(以下「明細手数料」といいます。))として当生協が定める額を支払うものとします。
2. 明細書発行に伴う手数料の支払いは2023年1月度請求書から開始するものとします。

第4条(明細手数料の支払い時期及び支払い方法)

1. 対象組合員は、前条に基づき当生協からの明細書の送付を受けた場合、当該明細書の明細手数料を、生協利用代金の支払いと同様の方法により、生協利用代金の約定支払日に、当生協に支払うものとします。

第5条(明細手数料の支払い義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該対象組合員は、明細手数料の支払い義務を負わないものとします。

- (1) 「ふれあい便」登録メンバー(組合員)
 - (2) 「施設はん」登録
 - (3) 満70歳以上の紙による明細書発行希望申請メンバー(組合員)
- なお、70歳とする判断基準は、誕生日が請求年度の末日までの方とします。

第6条(本細則の変更)

本細則の変更については、利用規定の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

利用規程 別表

コープふくしまのコープカード「ブルー」またはコープカード「オレンジ」の組合員様が、宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)・生協灯油などを掛売り(口座振替)でご利用していただく場合の利用規程です。
ご利用いただくにあたっての諸規程の重要項目をまとめてありますのでご参照ください。

この規程は、2020年3月21日より適用 みやぎ生協発行

規程項目		コープカード「ブルー」保有組合員
1.利用代金の締日・振替日及び 利用代金の支払い方法 ※ご利用にあたっては、口座振替登録が必須となります。		◆基本的には毎月月はじめ～月末までのご利用に対し、翌月27日の口座振替となります。 (月はじめは毎月のカレンダー曜日回りで異なります。)
2.利用限度額に関する規程		◆最高50万円/30万円/20万円の3段階の利用制限。 (利用限度額の基準は日専連ライフサービスの審査状況により日専連で確定します) ◆ご利用状況により限度額は増減し変更されます。
3.割賦規程	①.均等分割払い	◆分割回数:最長24回(2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回) ◆分割単位:1回支払額は3千円以上 ◆分割金利:月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%) ◆2回分割までは手数料ナシとなります。 ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。
	②.ボーナス払い	◆利用単位:1回支払3千円以上 ◆1回払い:手数料ナシ ◆2回払い:4% ◆取扱期間・支払日 1/初～6/末⇒6月27日・7月27日・8月27日 7/初～11/末⇒12月27日
4.高額商品ご利用時の支払い方法		◆コープハンディクレジット(日専連ライフサービス個別割賦)契約となります。 ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。
5.利用停止に関する規程	①.残高不足による 口座振替不能の場合	◆振替不能2回でご利用の停止となります。(請求後翌々月15日まで入金が無い場合) ◆最終的なご利用停止の判断は日専連ライフサービス規程にて行われます。
	②.利用限度額オーバーの場合	◆個人毎に定められている利用限度額に達したとき。
	③.自動口座振替未登録の場合	(日専連ライフサービス規程に準じます)
	④.生協判断による場合	◆支払い等、本利用規程に違反する場合 ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合 ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合 ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合
6.利用停止解除の 条件	①.残高不足による 口座振替不能の場合	(日専連ライフサービス規程に準じます)
	②.利用限度額オーバーの場合	(日専連ライフサービス規程に準じます)
	③.自動口座振替未登録の場合	(日専連ライフサービス規程に準じます)
7.口座振替不能になった場合の支払方法		◆コンビニエンスストアで入金できる振込用紙が郵送されます。 (延滞損害金が加算されます。) ◆翌月15日までの入金となります。 ◆振込手数料は組合員様負担となります。 ◆コープふくしまへの入金は不可となります。
8.口座振替不能(残高不足)回数と 履歴管理及び利用限度額の変更について		◆口座振替不能が繰り返される場合、日専連ライフサービスの内規により 利用限度額が低減します。 ◆重度の未納等の場合、以降の宅配のご利用は不可となります。

※この宅配利用規程は、宅配(はん/個配・なかよし個配)でご利用の他に、灯油・アクアクララ・LPG・夕食宅配・コープのでんき等、ご利用の組合員様にも適用されます。



利用規程に関するお問合せ先

- みやぎ生協 ☎0120-22-1133
- 経理部組合員課 ☎022-374-1273
- お問い合わせ時間 午前9時30分～午後5時30分
(土・日・祝を除く)

コープカード「オレンジ」組合員(コープカード「ブルー」非保有)

宅配ご利用が1年超以上の組合員

宅配ご利用が1年以内の組合員

- ◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。
- ◆口座登録中で登録が完了していない場合。
 - ①.コンビニ用払込票(ハガキ)がSMBCから郵送されます。
 - ②.ご利用明細書(兼請求書)とは別々に届きます。
- ◆最高50万円、ただし30万円/20万円/10万円
さらに利用不可の利用制限があります。(基準の詳細は8項を参照ください。)

- ◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。
(ご利用に当たっては口座振替が原則となります。)
- ◆口座登録中で登録が完了していない場合。(左記に同じ)

- ◆分割利用限度額:10万円
- ◆分割回数:最長24回(2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回)
- ◆分割金利:月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%)
- ◆2回分割までは手数料ナシとなります。
- ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。

- ◆ご利用開始から12ヶ月までのご利用限度額について。
 - ◇ご利用開始～3ヶ月まで:10万円
 - ◇3ヶ月～6ヶ月まで:20万円
 - ◇6ヶ月～12ヶ月まで:30万円
 - ◇12ヶ月経過後:50万円
- ◆ただし、限度額10万円、ご利用不可の利用制限が条件により発生します。(基準の詳細は8項を参照ください。)

- ◆利用単位:1回支払3千円以上 ◆1回払い:手数料ナシ ◆2回払い:4%
- ◆取扱期間・支払日 12/21～7/20⇒8月(5日) 7/21～12/20⇒1月(5日)

- ←左記に同じ
- ◆但し、ご利用開始3ヶ月までは分割利用不可とします。
- ◆分割の場合はコープハンディクレジットでの契約となります。
(ご利用限度額5万円まで、日専連の審査あり)
- ←左記に同じ
- ◆但し、ご利用開始3ヶ月まではボーナス一括でのご利用は不可とします。

- ◆コープハンディクレジット(日専連ライフサービス個別割賦)契約となります。
- ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。

- ◆利用開始から12ヶ月までは高額商品のご利用は不可とします。
- ◆12ヶ月間、口座振替不能が無い場合、以降、コープハンディクレジットのご利用が可能となります。

- ◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合「利用停止」となります。
- ※請求時残高(月賦残高含む)10万円以上の方
⇒口座振替不能1回で同月19日まで入金がない場合、
同月21日の直近の週からご利用の停止となります。

- ◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合
「利用停止」となります。

- ◆毎月20日、請求後の残高が、個人毎に定めた利用限度額に達した時、21日直近の週からご利用の停止となります。

←左記に同じ

- ◆口座が3ヶ月連続未登録となった時点でご利用の停止となります。

←左記に同じ

- ◆支払い等、本利用規程に違反する場合
- ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合
- ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合
- ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合

←左記に同じ

- ◆入金確認後、翌々週から注文書の配布を開始します。

←左記に同じ

- ◆毎月20日の残高が、個人毎に定めた利用限度額未済となった時、
21日直近の翌々週から注文書の配布を開始いたします。

←左記に同じ

- ◆自動口座振替依頼書の提出があり、経理部で口座登録後、
翌々週から注文書を配布いたします。

←左記に同じ

- ◆コンビニ用払込票が届きます。当月19日までににお支払下さい。
- ◆請求金額には再請求事務手数料368円(税込)が加算されます。
- ◆お支払できる窓口は、指定のコンビニエンスストア及び、コープふくしま店舗受付カウンターとなります。
- ※口座振替不能回数により、履歴管理に移行し、当月19日までに入金されなかった場合、「延滞管理」に移行します。その場合は払込取扱票が郵送されます。
(ゆうちょ銀行・七十七銀行用)

- ←左記に同じ
- ←コープふくしま店舗でのお支払は、19日の午後6時までに
お願いいたします。

- ◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、
コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり)
- ①.2ヶ月連続口座振替不能 利用限度額⇒30万円
- ②.2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能 利用限度額⇒20万円
- ③.2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能 利用限度額⇒10万円
- ※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満になった時点で
利用再開となります。
- ◆2ヶ月連続口座振替不能+3回目不能
 - ①.以降の宅配の利用は不可となります。
 - ②.店舗での現金での利用となります。

- ◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、
コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり)
- ①.2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能
利用限度額⇒10万円
※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満に
なった時点で利用再開となります。
- ◆2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能
 - ①.以降の宅配の利用は不可となります。
 - ②.店舗での現金での利用となります。

Q1 商品が足りない、違うものが届いているけど？

お手数をおかけしますが、納品書に載っているかご確認の上、配達担当センターまでご連絡ください。(はんをご利用の場合は、お互いに取り間違いがないかご確認ください。)

Q2 商品が傷んでいる、不良品みたいなんだけど？

お手数をおかけしますが、お早めに配達担当センターまでご連絡ください。交換またはご返金させていただきます。

Q3 商品を返品したい場合は？

良品の返品(雑貨品・衣料品・化粧品等)は、商品をお届けした翌週に、納品書と返品商品と一緒に配達担当者へお渡しください。食品につきましては、ご理由によっては返品をお受けできない場合がございます。
※チケットは返品をお受けできません。ご了承ください。
※食品の安全を確保する為、組合員の皆様から返品やキャンセルされた食品は廃棄しております。
食品の廃棄削減のご協力をお願いします。

Q4 『くらしと生協』『スクロール』のカタログで買った服のサイズが合わないので交換したい

交換をご希望の場合は、商品を届いた状態でご返品いただき、再注文をお願いいたします。ただし、商品によっては、再注文を承れない場合がございますので、予めご了承ください。

Q5 配達日が祝祭日のときは？

祝祭日も商品のお届け・注文書の回収にお伺いします。ただし、年末年始は配達曜日・時間に変更になる事があります。その場合は、事前にご案内いたします。

Q6 「はん」から「個人宅配」に変更するには？

お手続きが必要です。配達担当者か配達担当センターまでご連絡ください。

Q7 しばらく利用を休みたい、または利用を中止したい場合は？

お早めに配達担当者が配達担当センターまでご連絡ください。
※中止のご連絡のタイミングにより個人宅配・なかよし個配ご利用の組合員は、中止(脱退)される月にも、手数料が請求になる場合がございます。

Q8 県外へ引っ越すことになったけど…？

県外転居の場合は、みやぎ生協・コープふくしまを脱退する手続きが必要となります。また転居先の生協をご紹介させていただきます。お早めに配達担当者が配達担当センターまでご連絡ください。
※たすけあい共済は転居先都道府県の生協へご加入することで継続できる場合がございます。詳しくは共済センターへお問い合わせください。



注文書発行停止と手数料変更について

●「はん」「個配」「なかよし個配」

8週間続けてご注文が無いと、注文書(カタログ)の発行が停止します。注文書の配布を再開したい場合は、お電話で配達担当センターへご連絡ください。

●なかよし個配

以下の場合、お二人とも個人宅配と同じ基本手数料になります。

- ①.1人(または2人)が8週間連続でご利用をお休みされた場合(インターネット注文利用を除く)
- ②.1人が脱退、または他の班に移動したため、なかよし個配でのご利用が1人になってしまった場合
- ③.品代金未収等により注文書の発行が停止となった場合

※はん・個人宅配からなかよし個配へ移動した方、以前宅配をご利用していた方については、なかよし個配登録前の利用状況が引き継がれます。過去直近の利用しない回数を含め連続8週間ご注文が無い場合、上記①が適用されます。

脱退されるときは

宅配(はん、個配、なかよし個配)を辞めて、店舗は継続して利用する場合

みやぎ生協・コープふくしまの組合員として引き続き登録されます。所定の用紙がありますので、配達担当者または配達担当センターまでご連絡ください。出資金はそのまま積み立てられたままとなります。

宅配(はん、個配、なかよし個配)も店舗の利用も辞める場合

みやぎ生協・コープふくしまの組合員脱退となります。出資金は全額お返しいたします。専用の用紙がありますので、配達担当センターまたは店舗サービスカウンターへお問い合わせください。

- ◆法定脱退(県外転居、ご本人様の死亡の場合)は、随時ご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◆自由脱退(法定脱退以外の理由による脱退の場合)は、定款にもとづいて、以下の通りご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◇毎年12月20日までお申し出の場合は、翌年3月20日(年度末日)にご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◇12月21日以降のお申し出の場合は、翌年度末にご登録口座へお振込みさせていただきます。ご了承くださいませ。